



しごと、くらしも。
どちらも充実させよう！

広島県庁の

両立支援制度

はじめに…

広島県庁の 働き方改革

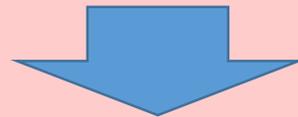
広島県庁の働き方改革って？

◆目指している姿



全ての職員が、

仕事も暮らしも欲張りな
ライフスタイル を実現できること



広島県全体の価値を高める

取組の1つとして、 両立支援制度を 充実させています



職員の多様な働き方を
応援しています！

子育てと仕事の両立①



【主な制度】

制度	内容
出産休暇 (女性のみ)	出産予定日の産前産後それぞれ <u>8週間</u> ずつ取得できる休暇(有給)
配偶者出産休暇 (男性のみ)	配偶者の入院等の日から出産の日以後2週間までに <u>3日以内</u> で取得できる休暇(有給)
育児参加休暇 (男性のみ)	配偶者の出産予定日の8週間前の日から出産の日以後1年を経過するまでに <u>5日以内</u> で取得できる休暇(有給)

子育てと仕事の両立②



【主な制度】

民間企業では、
原則、1歳まで

制度

内容

育児休業
(男性も女性も)

3歳までの子供を養育するための
休業(無給)

広島県の男性職員の育児休業取得率

令和3年度:91.8% (※病院医療職除く)

※全国でもトップクラスです!



子育てと仕事の両立③

【主な制度】



制度	内容
<p>部分休業</p> <p>広島県独自</p>	<p>小学校就学前の子供を養育する場合に勤務時間の始め又は終わりに<u>1日2時間以内</u>で取得できる休業(無給)</p>
<p>子育て支援 部分休暇</p>	<p>小学校1～3年生の子供を養育する場合に勤務時間の始め又は終わりに<u>1日2時間以内</u>で取得できる休暇(無給)</p>

子育てと仕事の両立④

【主な制度】



制度	内容
育児短時間勤務	<p>小学校就学前の子供を養育するために勤務時間を短縮することが可能</p> <p>①19時間25分, ②19時間35分, ③23時間15分, ④24時間35分</p>
早出遅出勤務	<p>小学校就学前の子供を養育するなどの場合に勤務時間を早く又は遅くすることが可能</p> <ul style="list-style-type: none"> ・早出勤務7:00～15:45, 8:00～16:45 ・遅出勤務9:00～17:45, 10:00～18:45など

子育てと仕事の両立⑤



【主な制度】

制度	内容
テレワーク	モバイル型パソコンを利用して 自宅で業務を行う



1人1台のパソコンが
貸与されています！

介護と仕事の両立①

【主な制度】



制度	内容
短期介護休暇	1年に5日以内で取得できる休暇（有給）
第1号介護休暇	通算6月以内の指定する期間について、1日又は1時間単位で取得できる休暇（無給）
第2号介護休暇	最長2年6か月の間、6か月単位で取得できる休暇（無給）

広島県独自

介護と仕事の両立②

【主な制度】



制度	内容
介護時間	最長3年間，勤務時間の始め又は終わりに1日2時間以内で取得できる休暇（無給）
介護支援 部分休暇	1週間当たりの勤務時間の1/2まで取得できる休暇（無給）

広島県独自

その他：早出遅出勤務，テレワーク なども

他にも・・・



制度	内容
年次有給休暇	1年に20日以内で取得できる休暇(有給)
夏季休暇	1年に5日以内で取得できる休暇(有給)



など

**全部は
紹介しきれませんが、
他にもいろいろな
制度があります**

**制度があるだけでなく
制度が使える環境であ
ることがとても大切です**

制度の利用状況の紹介

※いずれも病院医療職を除く

女性職員の育児休業取得率：100% (R3)

男性職員の育児休業取得率：91.8% (R3)

年次有給休暇取得率：年平均12.4日 (R3)

制度を利用して仕事と暮らしを両立できる
環境が整っています！

一緒に、

「欲張りなライフスタイル」

を実現しましょう！